

2 項道路に面する建築物・土地を所有する皆様へ

2項道路の整備にご協力ください

(みなし道路)

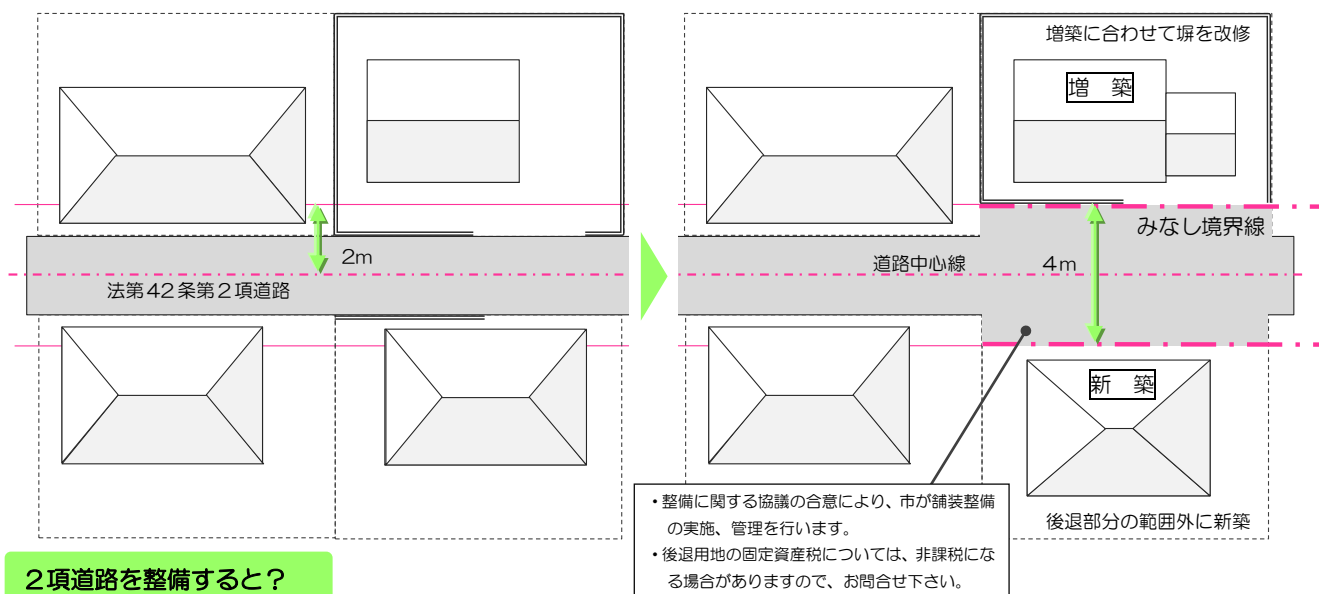
新築・増改築する時は・・・

道路中心線から 2m の後退が必要です。
また、後退部分は、整備に関する協議の合意により、市が整備と管理を行います。

- ※・地形や敷地により異なる場合があります。
- ・私道等、市による整備と管理ができない場合があります。

後退（セットバック）後は・・・

建築敷地と後退部分の境は新たに道路の境界線とみなして扱われるため、**後退部分に建築物や塀等は築造できません**。また、通行に支障を来さぬよう、駐車場としての利用や、プランター等の物を置くこともできません。



2項道路を整備すると？



防災

- ・消防車や救急車が入りやすくなります。
- ・火災時の延焼防止に役立ちます。



日常生活

- ・自家用車や歩行者が安全に通行しやすくなります。
- ・日当たりや風通しが向上します。

2項道路とは？

建築基準法では、建築物を建築する際、幅員 4m 以上の道路に接する必要があると規定しています。しかし、建築基準法が施行された時点（昭和 25 年）に建築物が立ち並んでいる 1.8m 以上 4m 未満の道路については、将来、道路中心から 2m の後退により 4m 道路とすることで、4m の道路とみなし、建築が可能になっています。この道路が建築基準法第 42 条第 2 項に位置付けられている「2 項道路（みなし道路）」です。なお、前面道路が 2 項道路であるかについては建築指導課の窓口で確認ができます。

- | | | |
|--------------|--------------------|-------------------|
| ◆この案内について | ：まちなみ整備部建築指導課 監察担当 | 042-620-7386 |
| ◆整備に関する相談 | ：道路交通部計画課 | 042-620-7276 |
| ◆固定資産税に関する相談 | ：財政部資産税課 土地担当 | 042-620-7222・7355 |



八王子市

安全な建築物や市街地を形成するためにご協力をお願いします